

抄 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十一号）
（第二十六条関係（平成二十年四月一日施行））

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二

抄

(第十六條關係(平成二十年四月一日施行))

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
附 則	附 則	附 則
	(改正前国共済法による給付等)	(改正前国共済法による給付等)
11 3~10 (略)	2 第十六条 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る改正前国共済法による年金たる給付（前条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法による年金たる給付を含む。）については、第四項、第九項及び第十一項から第十三項まで並びに次条第一項及び第二項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、同法、同法及び改正後国共済施行法の長期給付に関する規定を適用する。 この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。	2 第十六条 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る改正前国共済法による年金たる給付については、第五項、第六項、第九項、第十一項及び第十三項並びに次条第三項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例による。
11 3~10 (略)	2 第十六条 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る旧国共済法による年金たる給付については、第五項、第六項、第九項、第十一項及び第十二項並びに次条第三項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例による。	2 第十六条 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る旧国共済法による年金たる給付については、第五項、第六項、第九項、第十一項及び第十二項並びに次条第三項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例による。
11 第一項に規定する年金たる給付のうち退職共済年金（平成二十年四月一日以後の特定期間（厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。）に係る旧適用法人共済組合員期間をその額の算定の基礎とするものに限る。）の額の算定及び改定その他必要な		

12|
•
13| 事項は、政令で定め
（略）

11|
•
12| （略）